

公安委員会 説明資料No. 1	「国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則案」について	令和7年9月4日 長 官 官 房
1 趣旨 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）等に基づき、令和7年12月に運用開始することとしている警察行政手続オンライン化システムに対応するため、添付書面の省略等、所要の規定の整備を行うこととし、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）の改正を行うもの。 2 意見公募手続の実施結果 意見公募手続（令和7年7月11日から8月9日まで）を実施した結果、改正案についての意見は寄せられなかった。 3 施行期日 令和7年12月1日から施行する。		

公 安 委 員 会	神奈川県川崎市内におけるストーカー事案等に関する警察の対応についての検証結果等報告書及び検証結果を踏まえた警察庁による全国警察への指導等について	令和 7 年 9 月 4 日 生 活 安 全 局 刑 事 局 長 官 官 房
説明資料No. 2		

1 神奈川県川崎市内におけるストーカー事案等に関する警察の対応についての検証結果等報告書

はじめに

- 第 1 事案の経過
- 第 2 人身安全関連事案の対処体制・要領等
 - 1 署対処体制
 - 2 本部対処体制
 - 3 人身安全関連事案の対処要領
 - 4 本部及び臨港署における指導・教養の状況
- 第 3 行方不明事案認知前（R6. 6/13～R6. 12/21）の対応の検証結果
 - 1 事案①（6/13～7/5）の検証結果
 - 2 事案②（9/20～11/22）の検証結果
 - 3 事案③（12/9～12/20）の検証結果
- 第 4 行方不明事案認知後（R6. 12/22～R7. 4/30）の対応の検証結果
 - 1 行方不明事案認知時の初動対応（12/22～12/24）の検証結果
 - 2 初動対応後の行方不明者発見活動（12/24～R7. 4/30）の検証結果
- 第 5 一連の不十分・不適切な対応等を招いた組織的・構造的な問題点
 - 1 署対処体制の形骸化・機能不全
 - 2 本部対処体制の形骸化・機能不全
 - 3 捜査の基本の不徹底
 - 4 苦情申出制度の不適切な運用
- 第 6 今後の対策
 - 1 対処体制の強化
 - 2 対処要領に関するマニュアルの整備等
 - 3 対処能力の向上
 - 4 捜査の基本の徹底
 - 5 苦情等への対応の改善

おわりに

2 検証結果を踏まえた警察庁による全国警察への指導等

＜人身安全関連事案への対応＞

- 1 実効性のある対処体制の確立（通達改正）
- 2 マニュアル等の整備
- 3 ストーカー事案等の危険性の判断に資するチェック票の見直し等
- 4 研修の充実等
- 5 加害者による行為のエスカレート防止に資する取組

＜捜査の基本＞

初動捜査を含めた捜査の基本の徹底（通達発出）

＜苦情・相談への対応＞

苦情及び相談への適切な対応の徹底（通達等発出）

公 安 委 員 会	第27回参議院議員通常選挙に	令和 7 年 9 月 4 日
説明資料No. 3	おける違反取締状況について	刑 事 局

1 検挙状況（9月3日（期日後45日）現在）

	今回				前回比			
	事件数	件数	人員	逮捕	事件数	件数	人員	逮捕
買 収	1	60	6	6	±0	+54	-1	+6
自 由 妨 害	15	17	16	7	+3	+2	+4	-1
投 票 干 渉	8	8	8	0	+1	-1	-2	±0
詐 偽 投 票	20	20	24	0	+15	+15	+17	±0
投 票 偽 造	2	2	2	0	-1	-1	-2	±0
地 位 利 用	2	2	2	0	±0	±0	±0	±0
文 書 違 反	4	4	7	0	-1	-1	-2	±0
そ の 他	4	4	5	0	+2	+1	+3	-1
合 計	56	117	70	13	+19	+69	+17	+4

2 主な検挙事例

- 大手パチンコホールによる組織的な投票買収事件
(警視庁、茨城、埼玉、神奈川、鳥取、岡山、山口、鹿児島県警察合同捜査本部)

1 概要

令和8年4月1日から、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）が施行され、自転車への交通反則通告制度（いわゆる青切符）が導入されるに当たって、自転車の安全・安心な利用を図るため、自転車の基本的な交通ルールと警察の交通違反の指導取締りの基本的な考え方についてとりまとめた冊子を作成するもの

2 資料の構成

- 自転車への青切符の導入の背景と手続
- 自転車の基本的な交通ルール
- 自転車の交通違反の指導取締り
- 青切符以外に、自転車で交通違反をしたときに受けることがある処分
- 自転車の交通ルール

3 自転車の指導取締りの基本的な考え方

- 青切符導入後も、
 - ・ 自転車の交通違反に対しては基本的に「指導警告」を実施
 - ・ 交通事故の原因となるような、「悪質・危険な違反」は検挙の対象という交通違反の指導取締りについての基本的な考え方は変わらない（検挙後の手続が、青切符による手続又は赤切符等による刑事手続に変更）
- 赤切符等の刑事手続の対象は、重大な違反や事故を起こしたとき（例）・酒酔い運転・酒気帯び運転
 - ・ 違反により実際に交通事故を発生させる
- 青切符による手続の対象は、16歳以上の者による反則行為（例）・スマホを持って画像を注視したり、通話をする
 - ・ 信号無視で交差点に進入し、他の車両に急ブレーキをかけさせる
- 指導取締りは、自転車の交通違反と交通事故の防止が必要であるとして各警察署が指定した「自転車指導啓発重点地区・路線」等で、事故が多い朝の通勤・通学時間帯や日没前後の薄暗い時間帯を中心に重点的に実施

4 今後の対応

- 令和7年9月4日、警察庁ホームページにおいて公表予定
- 制度の円滑な施行に向け、今後、特設ページを設けるなど各種広報媒体を活用した国民への丁寧な周知を実施
- 現場における指導取締りが真に事故抑止に資するものとなるよう、都道府県警察への指導を実施

公 安 委 員 会 説明資料No. 5	中国を背景とするサイバー攻撃に関する パブリック・アトリビューションについて	令和 7 年 9 月 4 日 サイバー警察局
1 概要 令和 7 年 8 月 27 日（水）（米国時間）、警察庁及び国家サイバー統括室（NCO）は、各国の関係機関とともに、中国を背景とするサイバー攻撃グループ「ソルトタイフーン」（Salt Typhoon）によるサイバー攻撃（公開されたぜい弱性等を利用した攻撃）の脅威について警告し、その戦術、技術、手順を明らかにするため、米国主導で作成された共同アドバイザリーに署名し、公表。 2 共同署名国 米国、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、英国、チェコ、フィンランド、ドイツ、イタリア、オランダ、ポーランド、スペイン、日本 3 アドバイザリーの主な内容 ○ 「ソルトタイフーン」は中国政府が支援するサイバー攻撃グループであり、電気通信、政府、交通、宿泊、軍事インフラを含む、世界中のネットワークを標的としている。 ○ 「ソルトタイフーン」による悪意ある活動は、中国人民解放軍及び中国国家安全部にサイバー関連の製品・サービスを提供している複数の中国企業と関連している。活動を通じて取得されたデータは最終的に中国の諜報機関が、対象者の通信や移動を追跡することを可能としている。 ○ ネットワークセキュリティを担う者に対し、悪意のあるサイバー活動の脅威をハンティングし、本アドバイザリー中の緩和策の適用すること等を強く求める。		